

学校災害対応マニュアル

地 震
津 波
風 水 害
原子力災害
土砂災害
弾道ミサイル

いわき市立泉中学校

いわき市立泉中学校災害対応マニュアル
(地震・津波、風水害、原子力災害、土砂災害、弾道ミサイル)

1 ねらい

過去の大規模な自然災害、特に大地震の教訓を踏まえ、生徒の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアルにより学校の実情に応じた対応を行う。

2 内容

1	日常的な学校の防災活動	
(1)	平常時における学校防災委員会の組織とその役割	2
(2)	日頃から講じておくべき措置	2
2	学校災害時における生徒の安全確保	
(1)	災害対策本部の設置	4
(2)	地震発生時における教職員の非常配備計画	5
(3)	地震発生時別の対応	
①	生徒在校時	6
②	校外活動時	8
③	登校時	9
④	下校時	10
⑤	夜間・休日等	11
(4)	津波発生時の対応	12
(5)	風水害発生時の対応	13
(6)	原子力災害発生時の対応	14
(7)	土砂災害警戒時の対応	16
(8)	弾道ミサイル落下時の対応	17
3	避難所開設と運営の支援	20
4	授業再開に向けての対応	25
◆	資料	
①	緊急連絡用(引渡し)カード	
②	情報連絡体制	

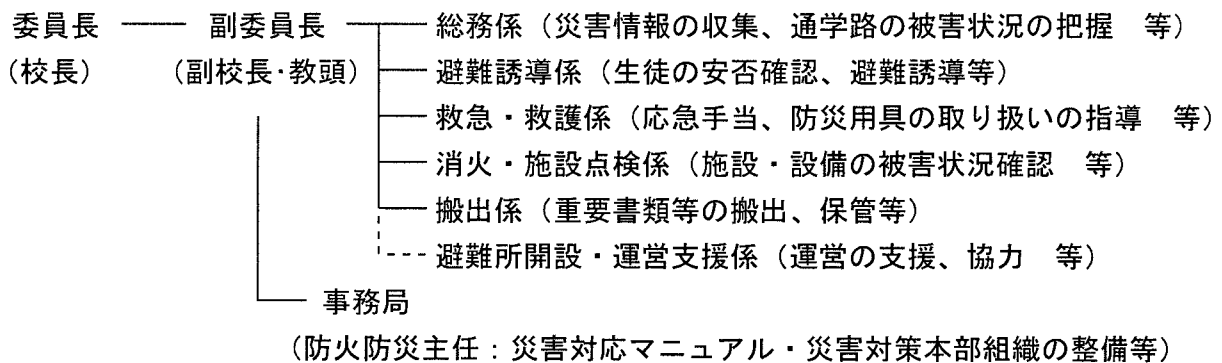
1 日常的な学校の防災活動

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに生徒の安全確保を図るため、各学校の防災計画に次の事項について定める。

(1) 平常時における学校防火・防災委員会とその役割

- **防火・防災委員会の設置**
 - 適切な安全指導及び施設・設備の管理を行う。
 - 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。

【組織】



(2) 日頃から講じておくべき措置

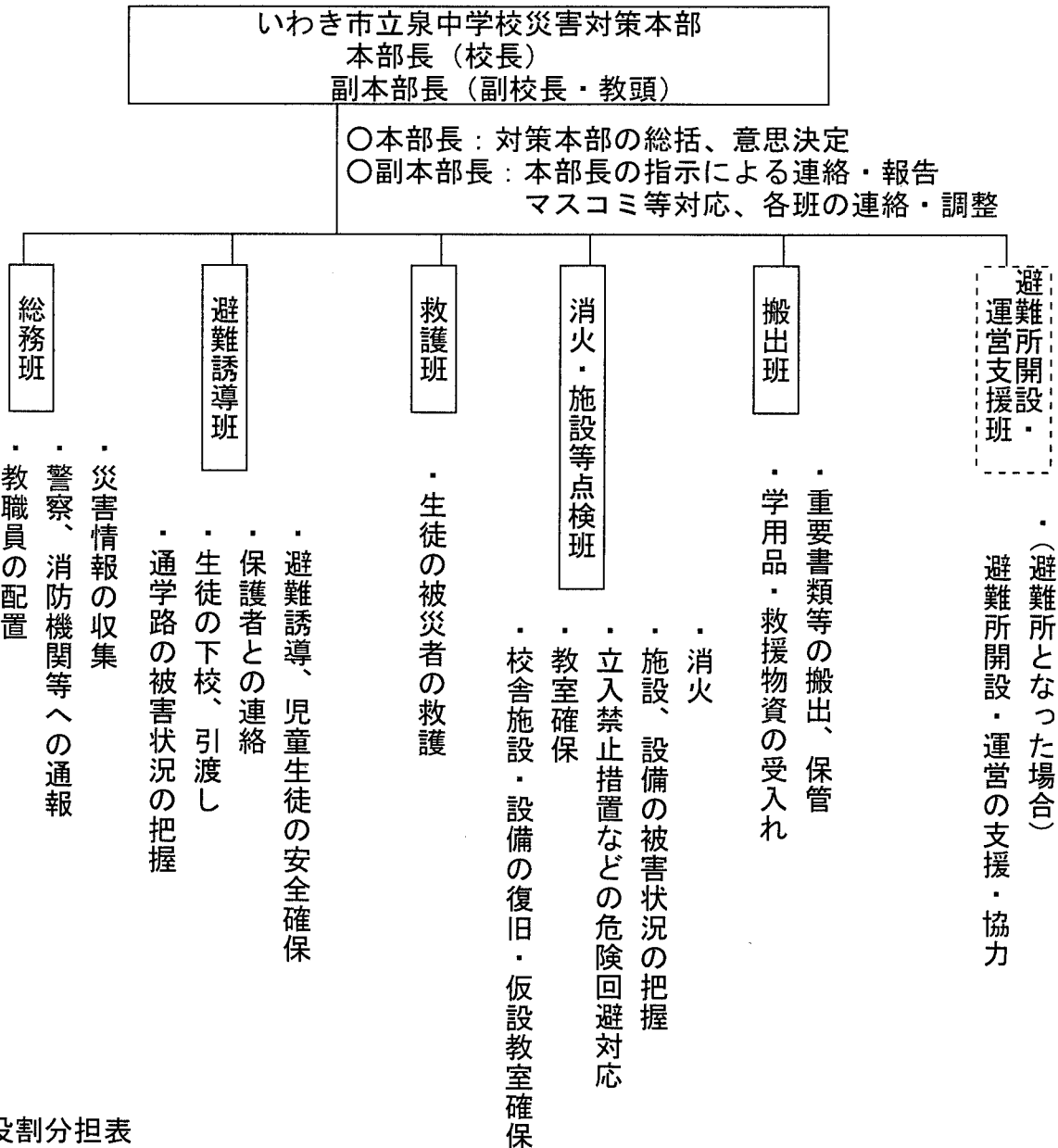
- ア **学校施設・設備等の点検・整備**
(担当：防火管理者)
 - 石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する（日常点検・定期点検・臨時点検）。
 - 消防法に基づく点検・整備を実施する。
 - 学校保健安全法施行規則第28・29条に基づく安全点検を実施する。
- イ **防災教育の実施**
(担当：防火防災主任)
 - 災害対応マニュアルを作成する。（教頭含む）
 - 「自らの安全は自ら守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度の修得に主眼を置いて、教科等の時間も含めて指導する。
 - 生徒の発達段階及び地域の地形に応じた防災教育を実施する。
 - 様々な災害と多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
 - 地域の危険箇所・避難所マップづくりなど、家庭、地域とともに考える防災教育を実施する。
 - 防災研修を実施する。
 - 「心のケア」の視点に立つ研修を実施する。

ウ 情報・連絡体制の整備 (担当：避難誘導班長)	<ul style="list-style-type: none"> ○円滑かつ的確な情報伝達ができる体制を整備する。 ○一元的に情報を管理できる体制を整備する。 ○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備する。 ○PTAと災害時の協力体制及び緊急連絡方法を協議しておく。 ○近隣校、地域団体との連携を図る。
エ 学校安全度の評価・改善 (担当：総務班長)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の点検・整備が適切に行われているか評価し、必要に応じて改善する。 ○当事者の防災リテラシーを評価し、必要に応じて改善する。 ○災害対応マニュアルが適切に機能するか評価し、必要に応じて改善する。(教頭含む)
オ 学校非常用物資の備蓄管理 (担当：校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の一部を開放又は備蓄場所として提供する場合、災害対策担当部局、教育委員会等と協議し、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について定めておく。
カ 家庭・PTA・地域の連携 (担当：総務班長)	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の生徒の動向、学校の対応などを知らせておく。 ○生徒が在校時に災害が発生した場合の学校への連絡方法を周知しておく。 ○夜間や休日の連絡等について協力を要請しておく。
キ 防災上必要な用品等の点検・整備 (担当：搬出班長)	<ul style="list-style-type: none"> ○防災用品や災害時用備蓄品の保管場所を把握し点検しておく。 ○重要書類は適切に保管しておく。(教頭) 校長印、学校沿革誌、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類等

2 学校災害時における生徒の安全確保

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。



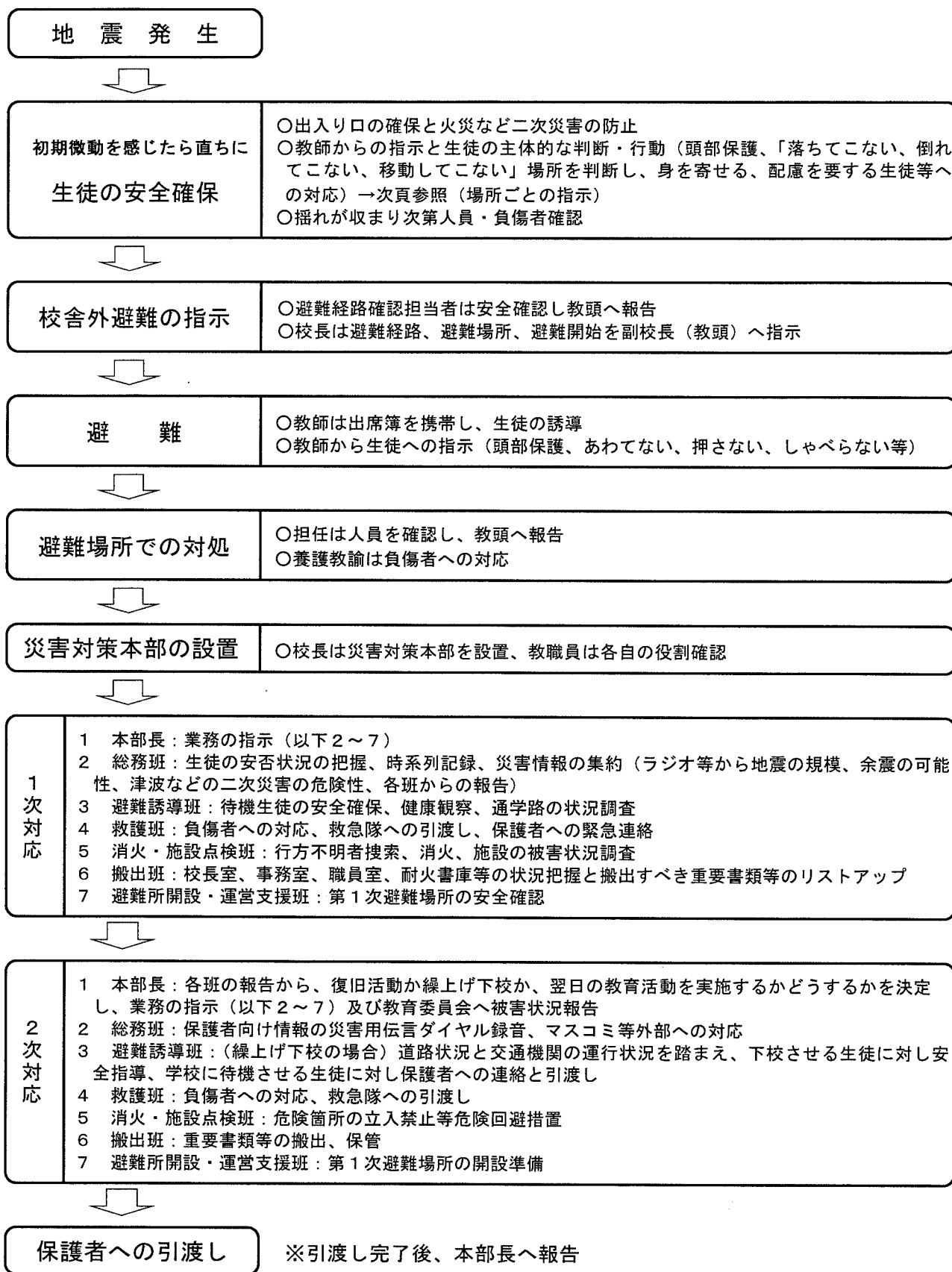
役割分担表

番号	職(クラス)	氏名	役割	備考
1	校長		本部長	事務職員 生徒指導部・副担男 副担女・花立担任 3学年担任(生指除) 2学年担任(生指除) 1学年担任(生指除)
2	副校長		副本部長	
3	教頭		副本部次長	
4	教務主任		総務部班長	
5	生徒指導主事		避難誘導班長	
6	養護教諭		救護班長	
7	3学年主任		消火・設備等点検班長	
8	2学年主任		搬出班長	
9	1学年主任		避難所開設 運営支援班長	

(2) 地震発生時における教職員の非常配備計画

配備区分	配備体制	配備時期
警戒配備	<p>校長・副校長・教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。(地域災害対策担当課、消防署、学校施設警備会社等からの情報収集、学校施設の状況把握等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他、特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	<p>校長・副校長・教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、特別警戒体制に移行できる体制とする。(学校施設の被害状況の把握、通常の実業活動が実施可能か検討、被害状況の報告、教育活動実施に向けた対応や授業開始の変更及び臨時休業等が必要な場合の緊急連絡の対応等)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。 3 その他、特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	<p>校長・副校長・教頭・教務・災害対策本部の班長で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度5強の地震が観測されたとき。 2 学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他、特に校長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	<p>全職員で、組織及び機能の全てを挙げて、応急対策にあたる体制とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校所在地において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。 3 その他、特に校長が必要と認めたとき。

(3) 地震発生時別の対応 ～①生徒在校時～



～基本的な安全確保の対応～

ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ○教師の指示による安全確保の的確な指示をする（頭部を保護する、窓・壁際・棚・ロッカーから離れる） ○避難経路を確保する ○火気使用中であれば消火する ○生徒の人員等状況確認や周囲の安全を確認する ○余震や二次災害に備え、生徒を落ち着かせる 	<ul style="list-style-type: none"> ○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する ○火気使用中であれば消火を指示する
特別教室		<ul style="list-style-type: none"> ○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す）
体育館		<ul style="list-style-type: none"> ○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
運動場		<ul style="list-style-type: none"> ○建物、サッカーゴールや鉄棒等の固定遊具から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する
プール		<ul style="list-style-type: none"> ○すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する ○揺れが収まれば、速やかにプールから出るよう指示する ○避難準備を指示する（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）
図書室		<ul style="list-style-type: none"> ○書棚から離れるよう指示する

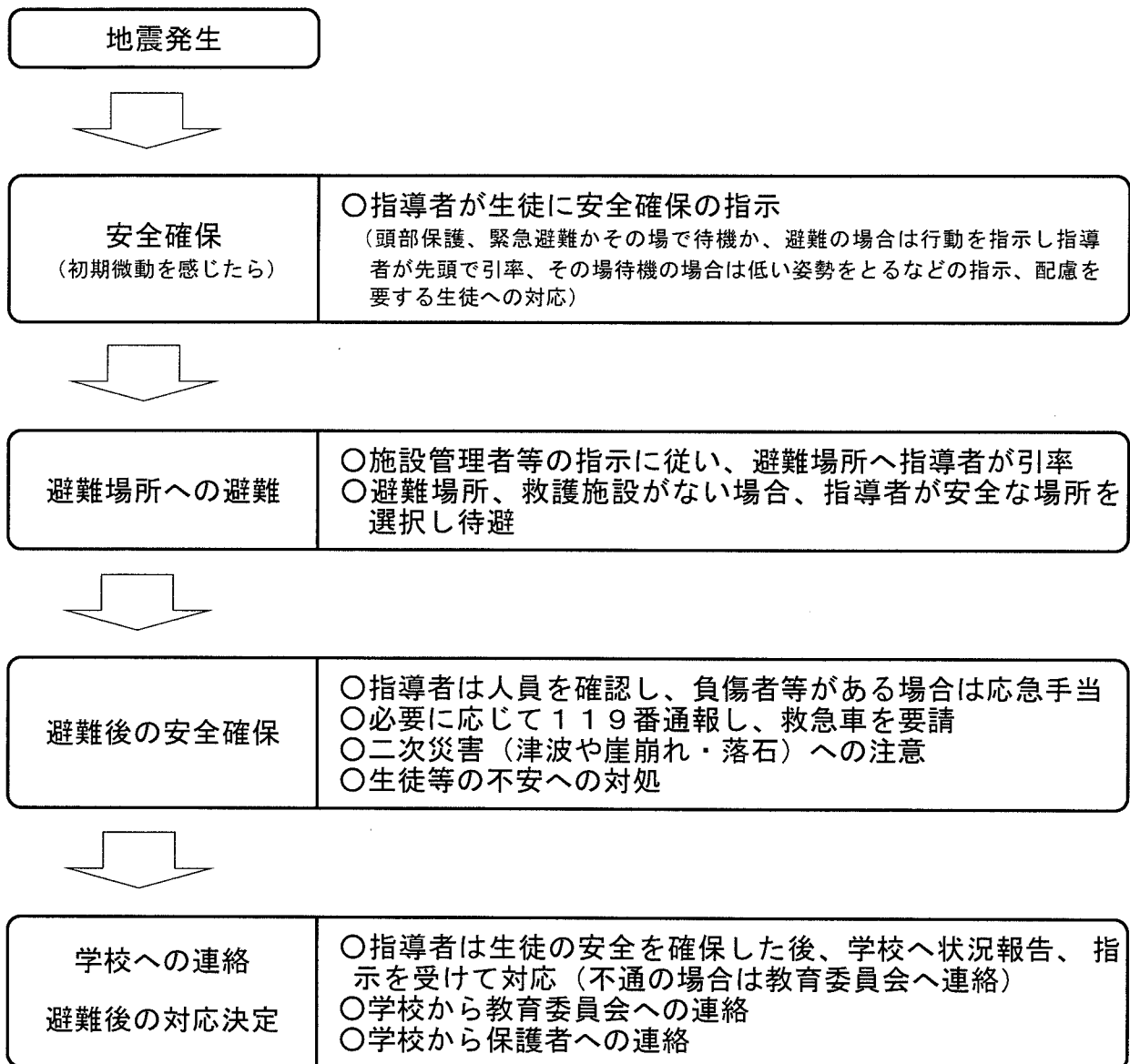
イ 始業前、休み時間、放課後（教師と生徒が離れている場合）

場 所	生徒の行動 （日常の防災教育の中で予め指導）	教 職 員 の 対 応
階段、廊下、トイレ等	<ul style="list-style-type: none"> ○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ○一斉放送等により全校に指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するよう指示する） ○教職員は手分けして生徒の安全確保、指示誘導する ○校舎外にいる生徒の安全確保、負傷者の応急手当をする
運動場、中庭等	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲の安全確認をする ○建物、ブロック塀、窓ガラスの近く、サッカーゴールや鉄棒、ジャングルジム等の固定遊具から離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する 	

ウ 登下校時

場 所	生徒の行動	教職員の前指導
山間部	○山際から離れる	○崖崩れ、土砂崩れがあることを指導する
海岸部	○高い場所へ避難する	○津波がくる場合があることを指導する
河川沿い	○河川から離れる	○海のそばでは津波により増水することと、暴風雨時及びその後の増水について指導する

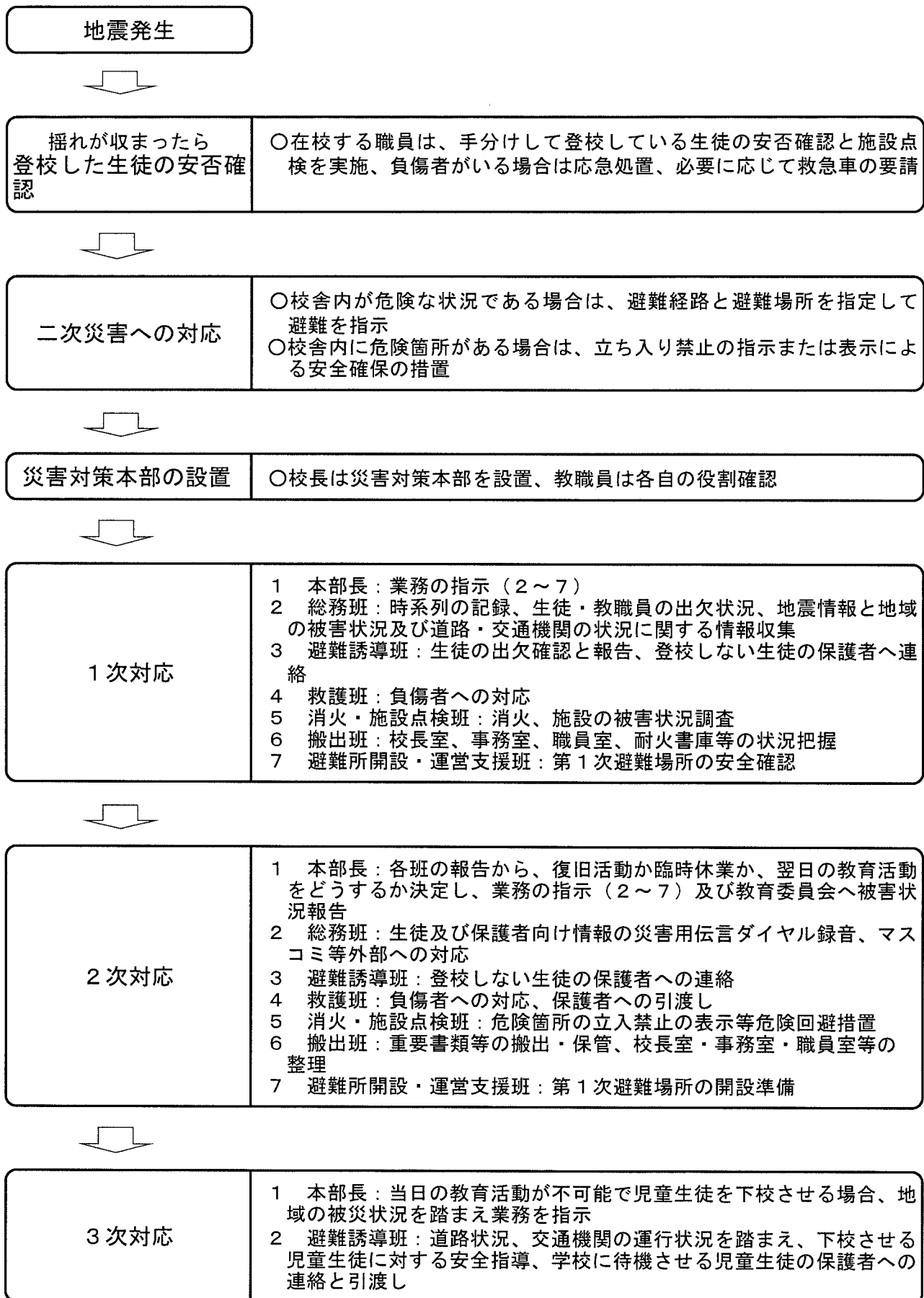
(3) 地震発生時の対応 ～②校外活動時～



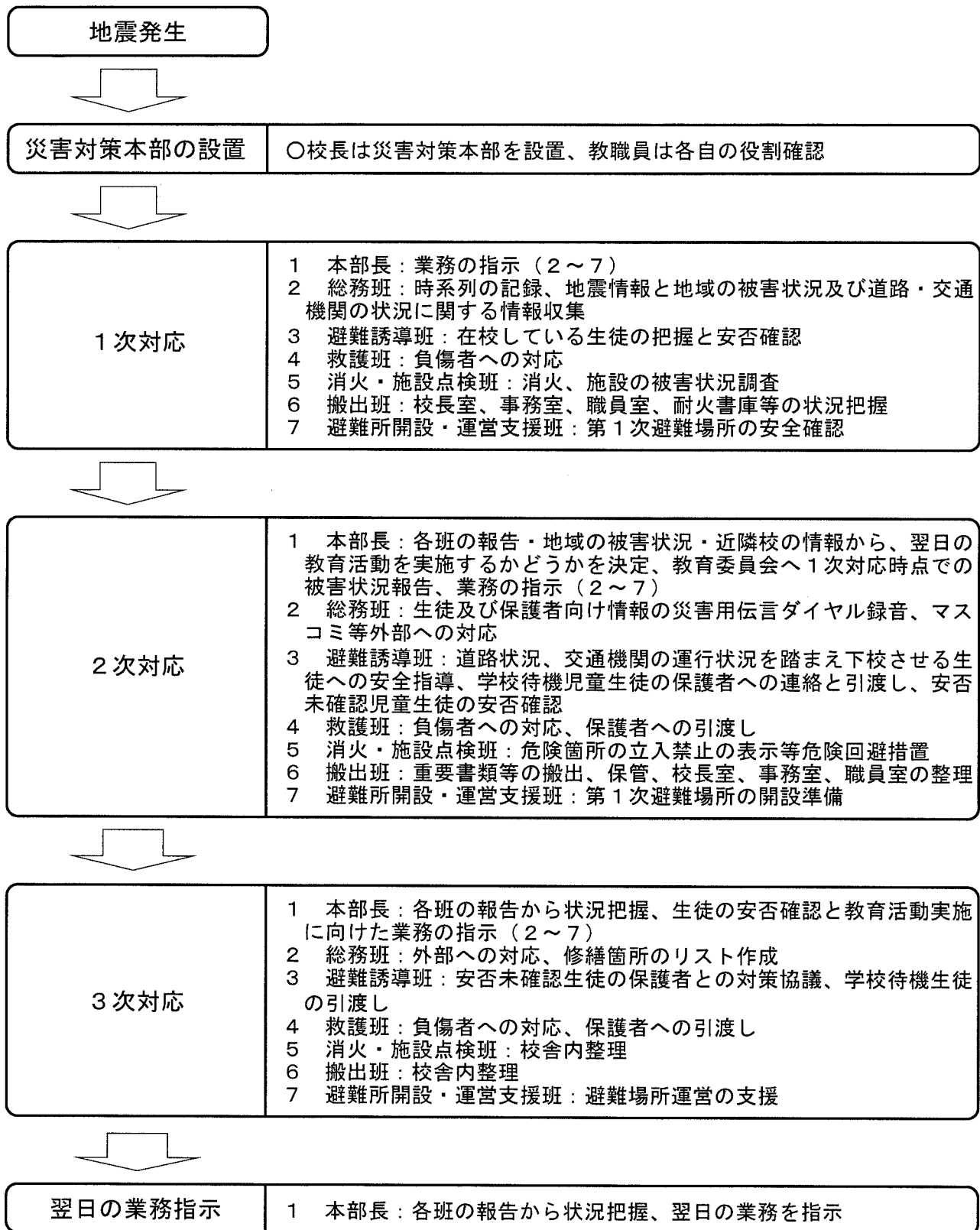
※校外活動に際しての事前確認及び事前指導

- ・見学先の避難経路・避難場所の確認と施設等管理者等との安全面の打合せ
- ・校外活動時の留意事項の指導徹底(指導者の指示をよく聞くこと、一人で行動しないこと、トイレ等で集団を離れる場合は断ること等)

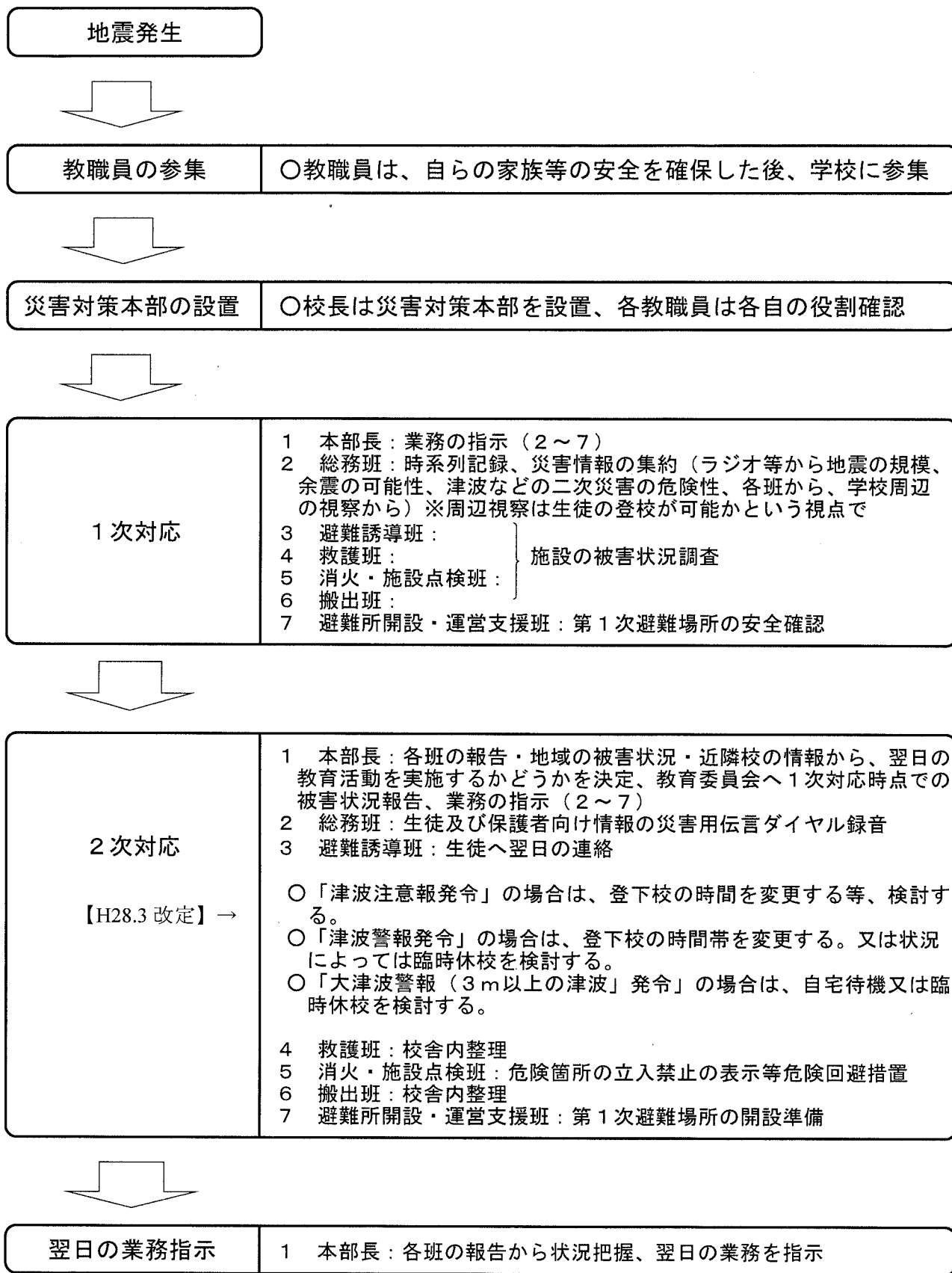
(3) 地震発生時の対応 ～③登校時～



(3) 地震発生時の対応 ～④下校時～



(3) 地震発生時の対応 ～⑤夜間・休日等～



(4) 津波発生時の対応 ～①生徒在校時～

「①生徒在校時」以外の対応は地震発生時の対応に準じる

地震発生

初期微動を感じたら直ちに
生徒の安全確保

- 出入り口の確保と火災など二次災害の防止
- 教師からの指示と児童生徒の主體的な判断・行動
(頭部保護、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所を判断し、身を寄せる、配慮を要する児童生徒への対応) →7頁参照(場所ごとの指示)
- 揺れが収まり次第人員・負傷者確認

大津波警報・津波警報発表

※地震発生後、約3分で気象庁から津波警報・注意報が発表

避難の指示

- 避難経路確認担当者は安全確認し教頭へ報告
- 校長は避難経路、避難場所、避難開始を教頭へ指示

避難

- 教師は出席簿を携帯し、生徒の誘導
- 教師から生徒への指示(頭部保護、あわてない、押さない、しゃべらない等)
- 津波に関する情報収集のためラジオ等を持参
- 地域住民等が避難してきた場合は、一緒に避難誘導
- 第1次避難場所で危険な場合は、第2次避難場所に速やかに移動

避難場所での対応

- 担任は人員を確認し、教頭へ報告
- 養護教諭は負傷者への対応

災害対策本部の設置

- 校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認

※大津波警報・津波警報が解除になるまでは避難場所で待機

1
次
対応

- 1 本部長：業務の指示(以下2～4)
- 2 総務班：生徒の安否状況の把握、時系列記録、災害情報の集約(ラジオ等から地震の規模、余震の可能性、津波に関する情報、各班からの報告)
- 3 避難誘導班：待機生徒の安全確保、健康観察、通学路の状況調査
- 4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し、保護者への緊急連絡

※大津波警報・津波警報の解除を確認してから対応

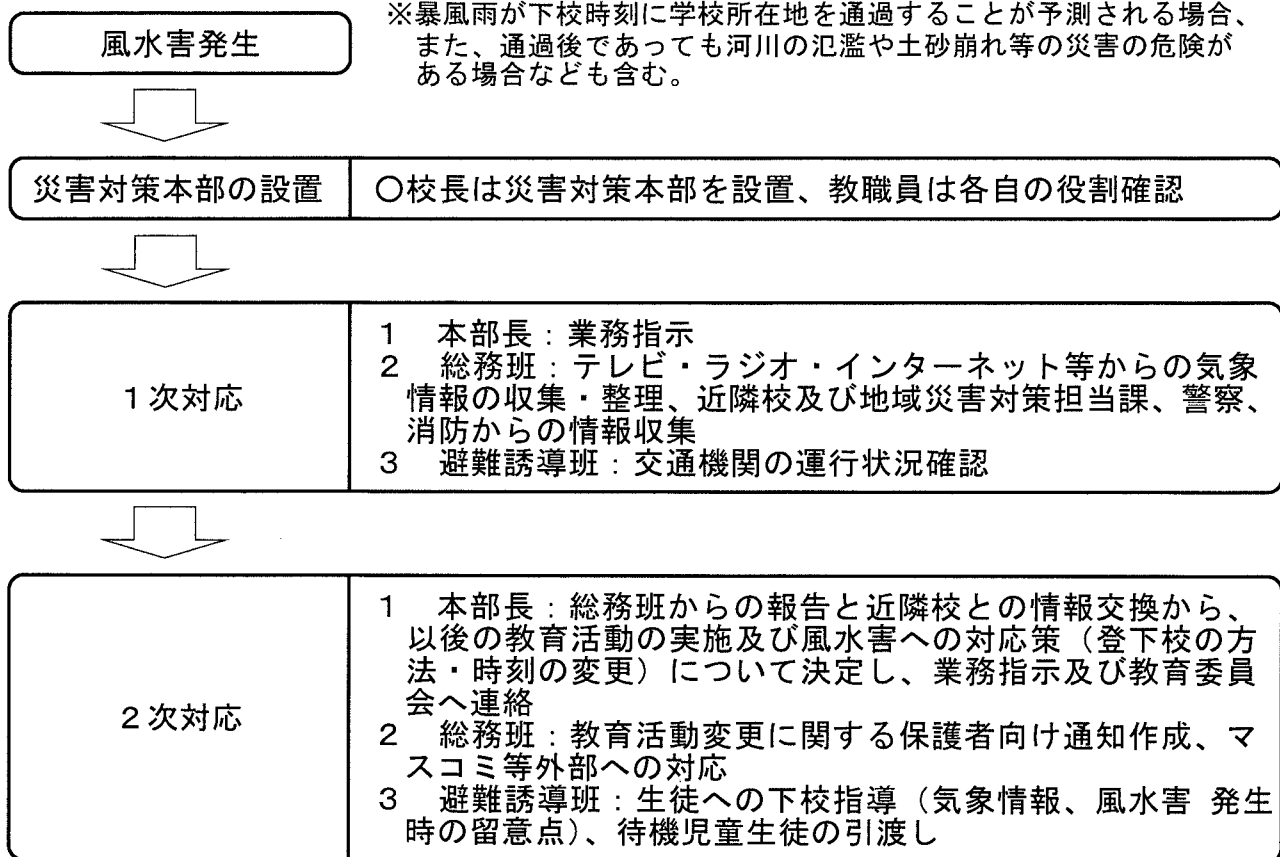
2
次
対応

- 1 本部長：各班の報告から、復旧活動が繰上げ下校か、翌日の教育活動を実施するかどうするかを決定し、業務の指示(以下2～7)及び教育委員会へ被害状況報告
 - 2 総務班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応
 - 3 避難誘導班：(繰上げ下校の場合)道路状況と交通機関の運行状況を踏まえ、下校させる生徒に対し安全指導、学校に待機させる生徒に対し保護者への連絡と引渡し
 - 4 救護班：負傷者への対応、救急隊への引渡し
 - 5 消火・施設点検班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置
- 学校が使用できる場合
- 6 搬出班：重要書類等の搬出、保管
 - 7 避難所開設・運営支援班：避難所の安全確認・開設準備

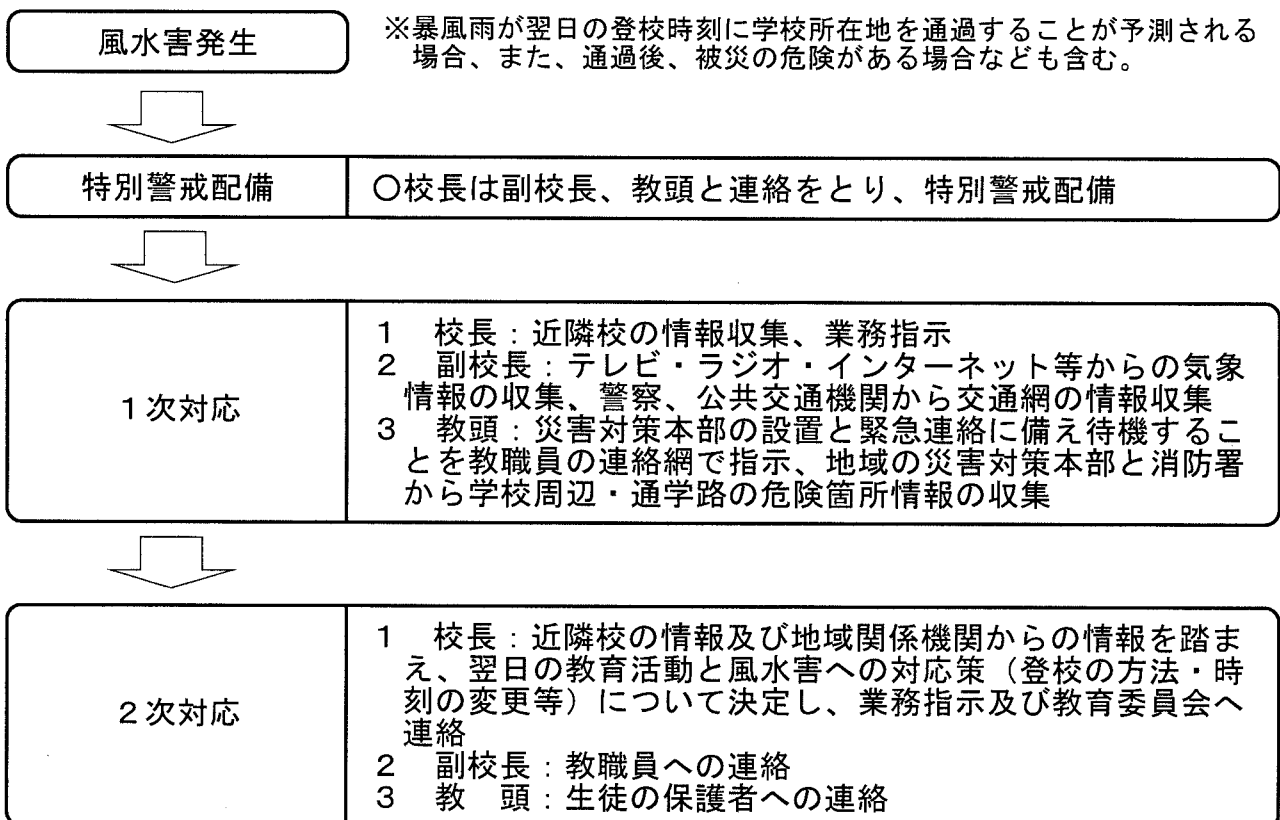
保護者への引渡し

※引渡し完了後、本部長へ報告

(5) 風水害発生時の対応 ～①生徒在校時～



～②夜間・休日等～



(6) 原子力災害発生時の対応～生徒在校時～

原子力災害発生

※ 原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係市町村等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）内に設置され、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

(県・市町村災害対策本部から指示・伝達)



※ 災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の13市町村。

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した町及びその周辺市町村から通学している生徒の有無を確認し、該当者がいる場合には、その地元市町村の災害対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従う。



全面緊急事態宣言発出後の対応

発出基準

全非常用炉心冷却装置の注水不能
全非常用直流電源の喪失
炉心の損傷発生を示す原子炉格納容器内の放射線量の検知 など

	放射性物質放出前	放射性物質放出後
予防的防護措置を準備する区域：PAZ Precautionary Action Zone 施設から半径約5km圏内	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 避難 </div>	
緊急時防護措置を準備する区域：UPZ Urgent Protective action Planning Zone いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各市町村全域	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 80px; margin: 0 auto;"> 屋内退避 </div>	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量率 </div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 実測値をもとに範囲を定め、避難等の指示 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin-bottom: 10px;"> 空間放射線量率が1時間あたり500μSv以上 避難（数時間以内） </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: 150px;"> 空間放射線量率が1時間あたり20μSv以上500μSv未満 一時移転（1週間以内） </div> </div> </div>

<p>初期対応</p>	<p>1 校長：生徒に校舎内待機を指示し、市町村対策本部に対応を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 校長：市町村対策本部の指示を職員に周知 2 担任等：保護者への連絡</p>
<p>「屋内退避」 指示が出た場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>引渡し</p>	<p>1 校長・副校長：職員に業務を指示（2～5） 2 教頭：時系列に記録 3 副主査：重要書類の保管と搬出書類の準備 4 各担任：児童生徒の教室内退避と安全指導 5 養護教諭：生徒の健康観察状況の集約と救護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ生徒の引渡し</p>
<p>「避難」 指示が出た場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>引渡し</p>	<p>1 校長・副校長：職員に業務を指示（2～6） 2 教頭：施錠確認 3 副主査：重要書類の保管と搬出 4 各担任：児童生徒の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導 5 養護教諭：児童生徒の健康観察状況の集約と救護 6 担任外：生徒の誘導補助</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 校長：市町村対策本部に対応を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ生徒の引渡し</p>
<p>「一時移転」 指示が出た場合</p>	<p>1 校長・副校長：職員に業務を指示（2～6） 2 教頭：施錠確認 3 副主査：重要書類の保管と搬出 4 担任等：児童生徒の一時移転先の確認</p>

【学校における避難計画の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、学校の管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてることとされている。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の順位
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領及び措置
- (オ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (カ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (キ) 避難者の確認方法
- (ク) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
- (ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

※ P A Z、U P Zの区域に所在する学校では、各市町村地域防災計画に基づいて、避難計画を整備する必要がある。その他の市町村に所在する学校では、避難者の受入体制や事故情報の伝達に関する計画が必要となる。

(7) 土砂災害警戒時の対応 ～児童生徒在校時～

土砂災害警戒情報発表後の対応

土石流と崖崩れを対象にし、大雨警報発表後に土砂災害の起こるおそれが高くなった場合に県と気象台が共同で発表する。

土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある
と認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。



※ 本校が土砂災害警戒区域内に所在しているか否かは、予め各市町村または県土木部砂防課もしくは最寄りの建設事務所に問合せ確認しておく。

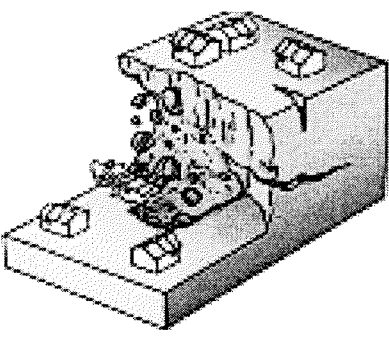
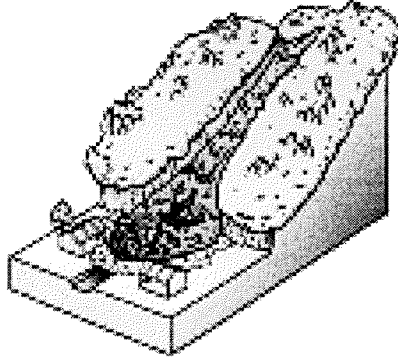
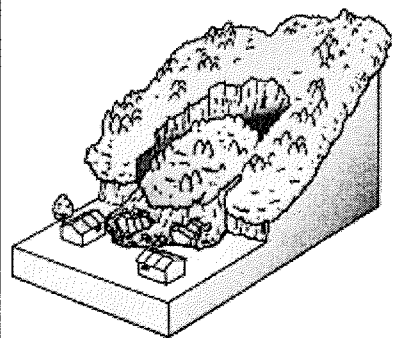
【土砂災害警戒区域の検索】 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sabou/newmain.html>

【土砂災害危険箇所検索】 <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045c/kikenkasyo.html>

1次対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 校長：生徒に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び土砂災害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務の指示（2～4）及び教育委員会へ連絡 2 担任等：生徒の校舎内待機と安全指導 3 総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・防災情報の収集・整理、地域災害対策担当課、気象台、警察、消防からの情報収集 4 避難誘導班：交通機関の運行状況、交通状況の確認
------	--



2次対応 ↓ 引き渡し	<ol style="list-style-type: none"> 1 校長：業務の指示（2～6） 2 副校長：重要書類の保管と搬出書類の準備 3 教頭：時系列に記録 4 各担任：保護者への連絡、生徒への翌日以降の連絡 5 総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応 6 避難誘導班：生徒への下校指導、待機生徒の引き渡し
-------------------	---

がけ崩れ	土石流	地すべり
		
<p>降雨時に地中にしみこんだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象（降雨以外に、融雪および地震が原因となって発生することもある。）</p>	<p>山腹、谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象</p>	<p>雨水や雪解け水が地中の年度のようなすべりやすい地層にしみ込んで、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象</p>
<p>【前兆現象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○がけに割れ目が見える。 ○崖から水が湧き出る。 ○がけから小石がパラパラと落ちてくる。 ○木が揺れたり傾いたりする。 	<p>【前兆現象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山鳴りや異常な臭いがする。 ○急に川や沢の流れが濁り流木が混ざって流れてくる。 ○雨が降り続けているのに川や沢に水位が下がる。 	<p>【前兆現象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沢や池の水が濁ったり減ったりする。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水が噴き出す。 ○山に木が裂ける音がする。

* 土砂災害防止法に基づく

(9) 弾道ミサイル発射時の対応

事前	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒に対し、弾道ミサイル飛来に伴う行動等について指導する。 【指導内容例】 ① 弾道ミサイルの特徴について <ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラート第一報から5分もしないうちに日本に到達する可能性があること。 ・ ミサイル着弾時には爆風や破片などによる被害が想定されること。 ② 弾道ミサイル飛来等に関する緊急情報の発信について <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災行政無線、緊急速報メール、市町村防災メール等が起動し情報が発信されるので、情報を確実に聞くこと。 ③ 発生時の行動方法について <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を判断し、自ら身の安全を確保できるように落ち着いて、直ちに行動すること。 ④ 避難の解除について <ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラートによる情報伝達で、弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合や日本の領域外の海域に落下した場合は引き続き屋内に避難する必要はないこと。その場合、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに近くの人に連絡すること。 ○ 見直しを行った危機管理マニュアルに基づいた避難訓練を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設内及び登下校時の避難に適する場所を確認しておく。 ・ 防災行政無線による特別なサイレン音を事前に児童生徒に聞かせておく。 ○ 行動方法や学校の対応等については、保護者に対しても周知し共通理解を図っておく。 ○ 学校を臨時休校とするか否かは、学校の設置者と協議し、あらかじめ対応を定めておく。 ○ 防災行政無線等が整備されていない市町村については、屋外での情報確認の方法等について学校の設置者と協議し、あらかじめ対応を定めておく。 ○ 登校前の児童生徒等については自宅待機とし、登下校中又は既に登校している場合は、下記に準じて対応する。
----	--

ミサイル発射情報、避難の呼びかけがあったら

- 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある判断された場合

第1報	「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」
-----	--

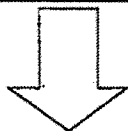
- ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性がある判断された場合。

第2報	「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」
-----	--

- 上記のメッセージが、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災行政無線、緊急速報メール、市町村防災メール等が起動し発信される。

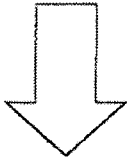
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理職は情報を共有し、職員に指示を出す。 【屋外にいる場合】 <input type="checkbox"/> 外で活動中の教員・生徒に直接連絡(誰が伝えるか決めておく) <input type="checkbox"/> 姿勢を低くし頭部を守るようにして、速やかに教室等の屋内に避難 <input type="checkbox"/> 屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守るよう指導 【屋内にいる場合】 <input type="checkbox"/> 校内放送により周知 (ミサイル発射情報が出されました。教師の指示に従い安全な場所に速やかに避難して下さい。) <input type="checkbox"/> 学校施設内のできるだけ窓のない空間に避難誘導
-----	---

<p>在校時</p>	<p><input type="checkbox"/> 窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れるよう指示</p> <hr/> <p>■ 「上空を通過した模様です。落ち着いて授業を再開してください。」(放送) (日本の領域外の海域に落下した模様です) ※ 児童生徒に動揺がないか必ず確認</p>
<p>登下校時</p>	<p>○ 以下のことについて児童生徒に指導する。</p> <p>【屋外にいる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 近くの建物（頑丈）や地下（地下施設）に避難すること。 <input type="checkbox"/> 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。 <input type="checkbox"/> 不審な物を発見した場合には、決して近寄らないで、近くの大人に連絡すること。</p> <p>【自動車等の車内にいる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> ガソリンに引火のおそれがあるため、車を止めて建物（頑丈）や地下（地下施設）などに避難すること。 <input type="checkbox"/> 周囲に避難できる適当な建物がない場合は、車から離れて地面に伏せ頭部を守ること。 <input type="checkbox"/> 車外に出ると危険な場合やすぐに車外に出られない場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守ること。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関利用時は、運転手や係員の指示に従うこと。</p> <hr/> <p>■ 事前に、児童生徒の登下校時の通学方法と通学路を把握しておく。 ■ 地域や保護者と連携し、あらかじめ通学路の避難できる建物を確認するとともに、適当な建物がない場合の避難方法を確認させる。（小・中学校は、校区内の避難場所の確認と周知が必要） ■ 校長・教頭は情報収集に努める。 ■ 保護者の電話対応が予想されるので、登下校時の対応について保護者に周知し共通理解を図っておく。（非常時は電話がつながりにくい）</p>
<p>休日 ・ 夜間等</p>	<p>○ 以下のことについて児童生徒に指導する。</p> <p>【屋外にいる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 近くの建物（頑丈）や地下（地下施設）に避難すること。 <input type="checkbox"/> 近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ること。 <input type="checkbox"/> 高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め車内で姿勢を低くして、行政のからの指示があるまで待機すること。</p> <p>【屋内にいる場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 窓のない部屋に移動すること。 <input type="checkbox"/> 窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れること。</p> <hr/> <p>■ 部活動や宿泊を伴う行事等の場合は、あらかじめ引率教師が避難場所等の確認をしておく。（場合によっては活動を中止、安全が確認されてから保護者に引き渡す） ■ 対応について管理職に報告する。 ■ 大会中については、主催団体の指示に従い行動する。</p>



ミサイルが日本の上空を通過又は日本に飛来せず、領海外の海域に落下したら

- 日本の上空を通過した場合。



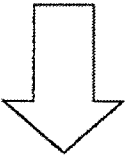
第2報	「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」
------------	--

- 日本の領域外の海域に落下した場合。

第2報	「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」
------------	---

- 上記のメッセージが、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、防災行政無線、緊急速報メール、市町村防災メール等が起動し発信される。
- 上記のメッセージがあった場合には、引き続き屋内に避難する必要はない。
- 屋外で不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、近くの大人に連絡することを児童生徒に指導する。
- 登下校などで屋外にいた場合は、防災行政無線などの情報により安全に行動することを指導する。

ミサイルが着弾したら



- 日本の領土・領海に落下した場合。

第3報	「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」
------------	---

- 弾頭の種類(通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか)を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
- 上記のメッセージがあった場合には、落下場所等についてテレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。(避難の解除・継続の情報も伝達される・落下場所によっては不測の事態も想定されるので危機意識を持って対応する。)

共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下のことについて児童生徒に指導する。 <p>【屋外にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 口と鼻をハンカチ等で覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難すること。 □ 不審な物を発見した場合には、決して近寄らないで、近くの大人に連絡すること。 <p>【屋内にいる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉すること。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ■ ●●地方に着弾したもようです。安全が確認されるまで教師の指示に従い、口と鼻をハンカチ等で覆い、その場で待機してください。(放送) ■ 校長・教頭は情報収集と職員の安否に努めるとともに、学級担任は児童生徒の安否を確認し、管理職に報告する。 ■ 児童生徒の安否を確認後、保護者への安否情報の伝達等を行うとともに、必要に応じて保護者への引き渡しを行う。 ■ 所管の教育委員会に対し状況報告を行う。 ■ 登下校時の安否確認の方法について検討しておく。(例：電話により、避難先(近くの民家)から→家庭→学校) ■ 保護者からの電話対応が予想されるので、近くにミサイルが着弾した場合の対応について保護者に周知しておく。(非常時は電話がつながりにくい)
-----------	--

3 避難所開設と運営の支援

I 目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

II マニュアルの構成

1 日常における収容避難所に必要な事項の確認

(1) 避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

【避難所における学校施設の利用計画】

No.	利用目的	利用予定場所の例
1	避難場所	体育館（第1次）、校庭テント（第2次）
2	管理運営所（連絡所）	職員室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	職員室
5	情報掲示場所	玄関、体育館入り口
6	ゴミ集積場所	ゴミ保管庫
7	仮設トイレ	校庭
8	救援物資集積場所	技術室・旧購買部室
9	救援物資配付場所	技術室・旧購買部室
10	臨時遺体安置所	会議室（1階）
11	仮設電話設置場所	校長室
12	風呂	駐車場
13	更衣室	職員更衣室（男）職員更衣室（女）
14	洗濯場	家庭科室
15	物干し場	特別棟周辺駐車場
16	ペット置場	校庭
17	介護室	図書室
18	喫煙場所	隣接農道
19	相談室	相談室
20	調理室	調理室
21	給水室	配膳室
22	救急車用駐車場	駐車場（体育館前）

(2) 利用配置図

※省略（別紙）

(3) 校門・校舎・体育館等の鍵の保管

勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

【泉中学校の避難所開設に伴う鍵の保管管理票】

施設	鍵No.	職名	鍵保有者氏名	備考
体育館	1	副校長		泉中学校災害対策副本部長
	2	教頭		泉中学校災害対策副本部次長
	3			
	その他			

※ 玄関の鍵の保有者（機関）の確認もしておく

(4) 避難所の開放・運営に係る役所・役場の確認

市町村の地域防災計画により、当校に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の避難所管理運営を行うのはいわき市役所災害対策本部となる。その担当課は次のとおりである。

収容避難所管理運営	いわき市役所災害対策本部
連絡先	いわき市役所 電話 22-1111

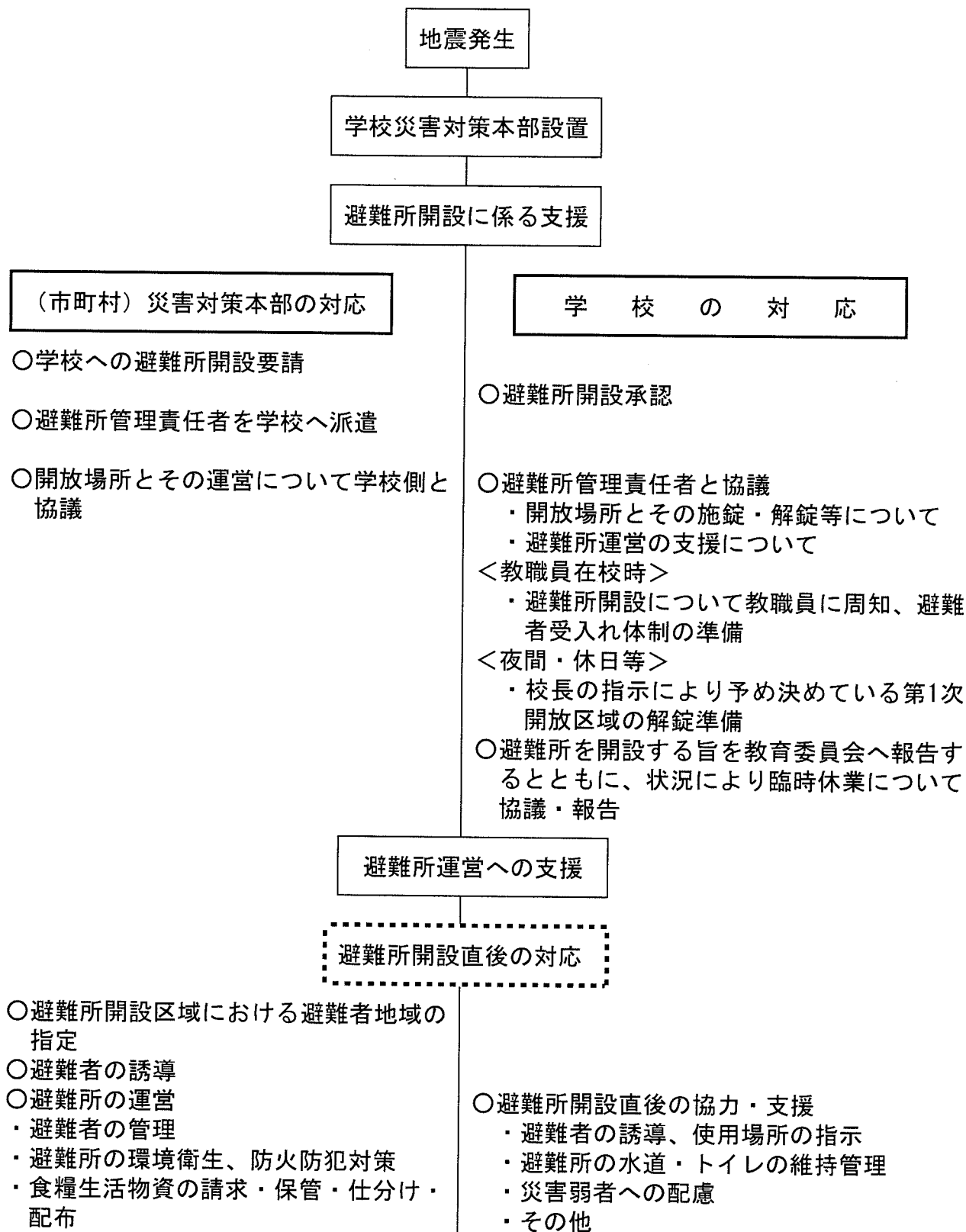
(5) その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握
災害救援物資が搬入される場合は、その保管場所を明示する。

2 避難所開設及び運営に係る協力・支援

校長等は、いわき市災害対策本部より避難所開設の要請があった場合には、避難所として開放する校舎等の区域をいわき市災害対策本部と協議の上開放する。

校長等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、臨時休校についても協議・報告する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



避難所長期化への対応

- 連絡所の設置
- 避難者名簿作成、各種書類整備
- 避難所周辺の被災状況の把握
- 避難所の日常業務の管理

市町村運営責任者

○避難所運営委員会の設置

運営委員長
(避難者代表)

校長等施設管理者

庶務班	避難者の管理、各班との連絡調整
	泉中PTA3役 泉中教務主任
環境管理班	避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策
	泉中学区消防団 泉中PTA役員 泉中保健主事
	食糧・生活物資等の請求・保管・仕分け
食糧物資班	泉中PTA役員 泉中教職員
	各室への連絡調整、生活物資等の仕分け・配布
各室責任者	泉中PTA役員 泉中教職員

○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力

・庶務班への協力

・環境管理班への協力

・食糧物資班への協力

○避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への報告

避難所閉鎖

○避難者の居住先の確保

○避難所閉鎖による学校施設等の通常状態への回復

(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 避難所開設直後の対応

(1) 校長等施設管理者の役割 (※ 避難者が既に校庭等に集合しており、〇〇(市町村)災害対策本部からの避難所管理責任者、避難所開設員が未到着の場合。)

- ① 応急的な措置～必要な生活スペースを、学校が予め定めておいた開放優先順にしたがって開放
- ② 避難所管理責任者、避難所開設員到着まで代行が想定される初期対応業務
(なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に協議が必要)
 - ア 避難所開設の(市町村)災害対策本部への第一報
 - イ 避難所開設地域における避難者地域の指定
 - ウ 災害弱者(寝たきり老人、障がい者等)への配慮
 - エ 大量避難者対応のためのテント設置
 - オ 受入れ人数、食料・寝具等の必要数等、避難所の状況等の(市町村)災害対策本部への報告

(2) 避難所開設・運営支援班の役割

(なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に調整が必要)

- ① 飲料水・生活水の確保
- ② 電気・照明器具、燃料の確保
- ③ トイレの表示・維持管理
- ④ 負傷者に対する応急措置
- ⑤ 救援物資の要請・受入れ・管理
- ⑥ 施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
- ⑦ 避難者との連絡窓口の設置、情報提供
- ⑧ 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検・整理

2 避難長期化への対応

(1) 校長等施設管理者の役割

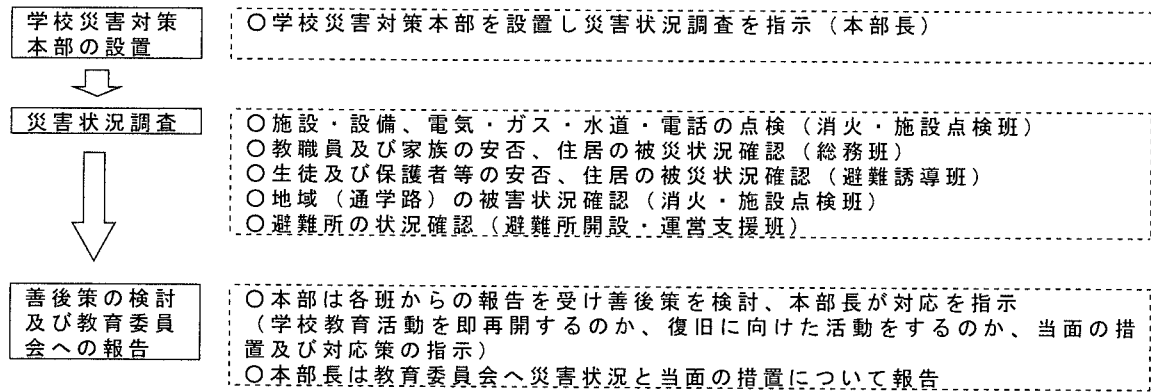
- ① 長期化する場合、避難所管理責任者の代行が想定される業務
(なお、これについては、(市町村)災害対策主管課と事前に協議が必要)
 - ア 連絡所の設置
 - イ 避難者名簿の作成、各種書類の整備
 - ウ 避難所周辺の被害状況の把握
 - エ 避難所日常業務の管理
 - オ 避難所運営委員会の設置

(2) 避難所開設・運営支援班の役割 (※ 避難所開設直後の対応継続及び以下の項目)

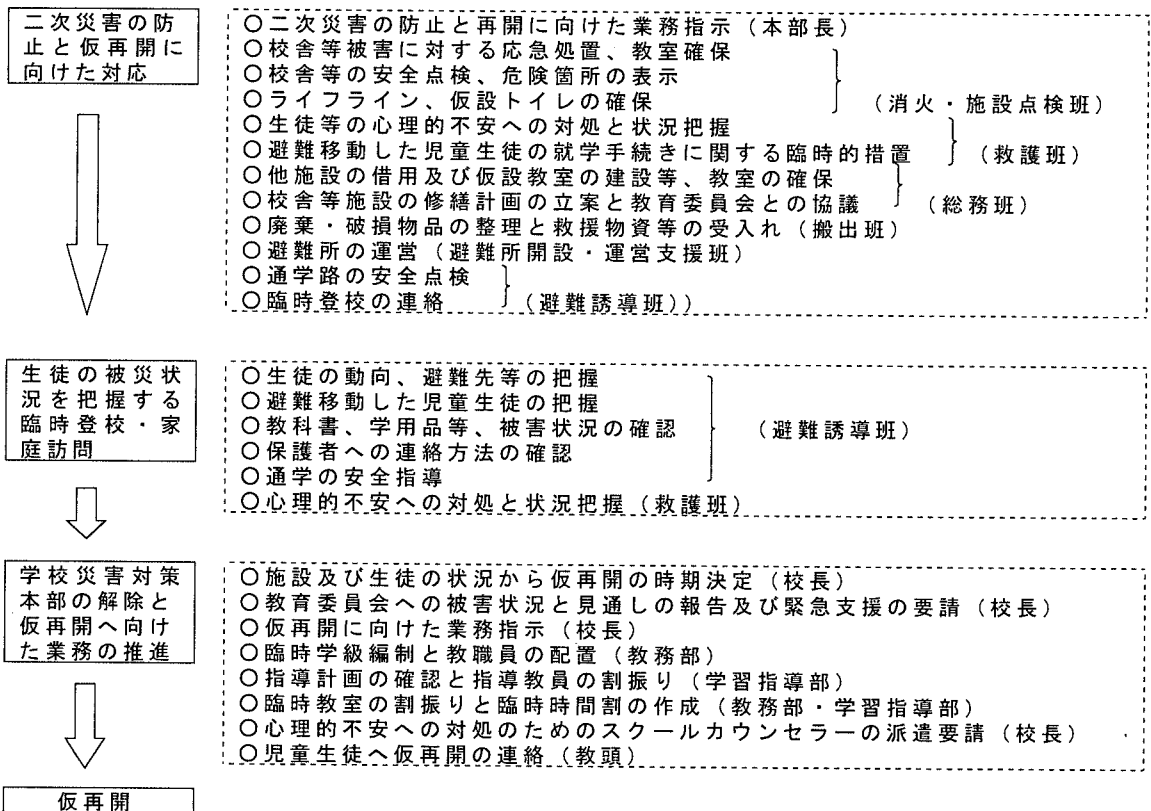
- ① 共同炊き出しへの協力
- ② ボランティア受入れへの対応
- ③ 避難所内の秩序維持、盗難防止、防火管理

4 授業再開に向けての対応

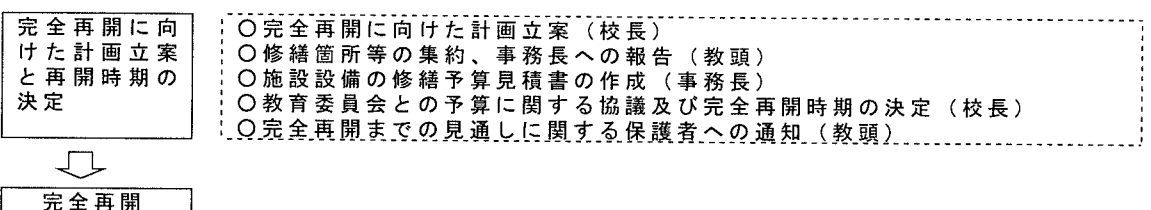
(1) 1次対応 (被災状況の把握と当面の見通し)



(2) 2次対応 (仮再開に向けた対応)



(3) 3次対応 (完全再開に向けた対応)



◆資料

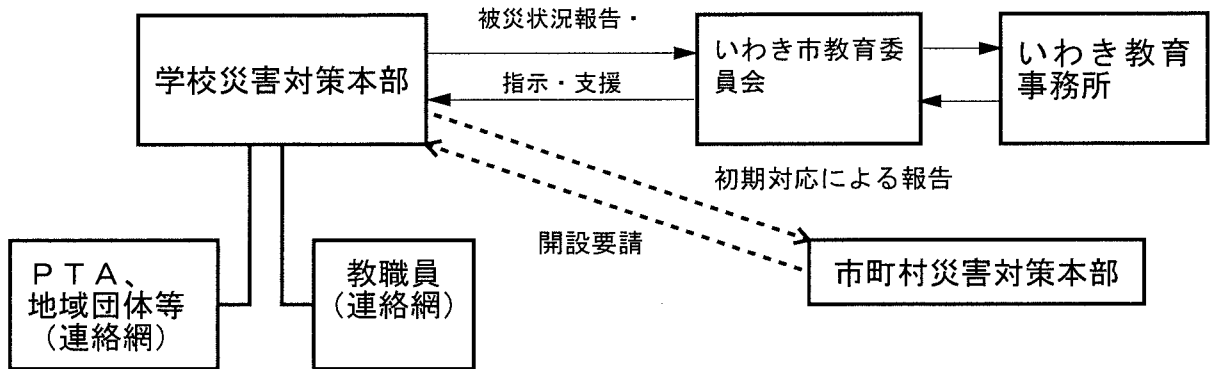
緊急連絡用（引渡し）カード

緊急連絡用（引渡し）カード					
年組 氏名	年組			性別	
現住所	〒				
緊急連絡先	住所	自宅以外の連絡先（名称・TEL）			
	自宅TEL（ 携帯TEL（	）			
本校在学の兄弟姉妹	年組	年組	年組	年組	年組
緊急時の引受人 （学校に迎えに来る人。保護者以外の人も含む）					
	引受人氏名	電話番号	本人との関係	徒歩による登校に要する時間	引受確認
1					
2					
3					
引渡日時	月	日	時	引渡場所	校庭 体育館 教室 その他（ ）
引渡人氏名					
引渡後の連絡先	氏名	TEL			
備考					

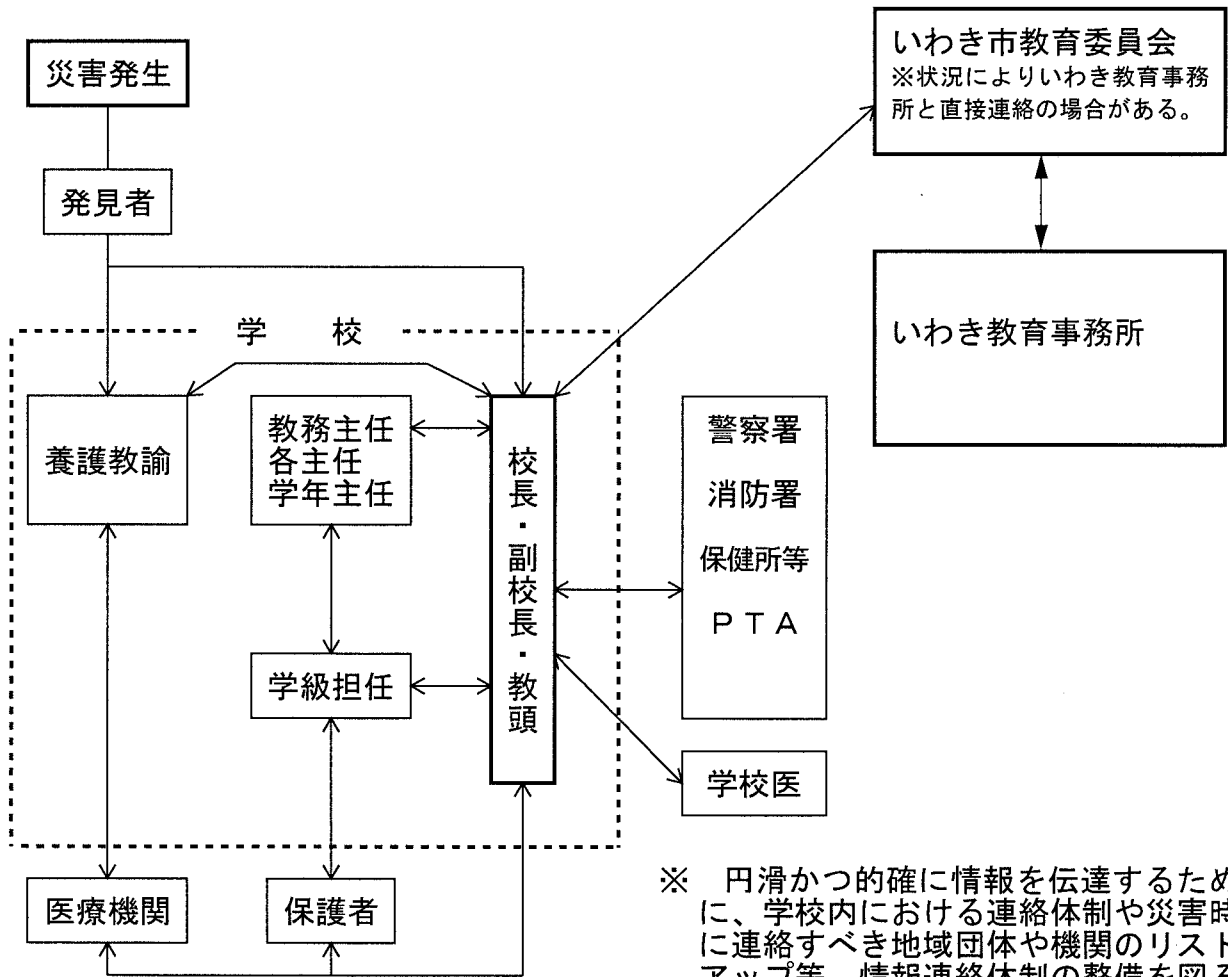
（注）裏面に自宅付近図を記入 （注）必要事項を記載後、学校へ提出

情報連絡体制

○ 自然災害発生



○ その他の災害発生



※ 円滑かつ的確に情報を伝達するために、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップ等、情報連絡体制の整備を図るとともに、体制図中に電話番号を記載し見易い場所に貼付しておく。

- ※ 全市町村レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における教育委員会から全学校への連絡等は、校長会の緊急連絡網の協力を要請して伝令により行うことが想定されることも念頭に置く。
- ※ 市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を通じて教育事務所との連絡となる。